

【諮問 第303号】

6川情個第47号
令和7年3月11日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 板垣勝彦

公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求について（答申）

令和6年4月26日付け6川総コ第21号で諮問のありました、公文書開示請求に対する部分開示処分に係る審査請求の件について、次のとおり答申します。

【事務局】

総務企画局コンプライアンス推進・行政情報管理部
行政情報課情報公開担当
電話 044-200-2108

【303 号】

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った部分開示処分は妥当である。

2 開示請求内容及び審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、令和 5 年 5 月 31 日付けで、川崎市情報公開条例（平成 13 年川崎市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定により、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対して、「5 川区道公第 367 号市道駅前本町 20 号線道路復旧（防護柵）工事」に係る文書として、①費用負担の内訳（詳細明細又は見積り書内訳）、労務部分（設置工、舗装復旧、安全対策、諸経費）、詳細と材料費、②委託業務契約書、委託業者名、③工程表（工事期間と詳細工事内容）、④施工前・施工後写真の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、記載の一部については、条例第 8 条第 1 号及び第 2 号ア本文に該当するため、令和 5 年 6 月 13 日付けで、部分開示処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、令和 5 年 8 月 9 日付け審査請求書及び令和 5 年 10 月 17 日付け補正書で、本件処分の取消し及び本件処分において開示されなかった令和 5 年 5 月 31 日付け 5 川区道公第 367 号費用負担命令書（以下「本件費用負担命令書」という。）のさらなる内訳の開示を求める審査請求を行った（当審査会諮問第 303 号事件）。

3 審査請求人の主張要旨

令和 5 年 8 月 9 日付け審査請求書、令和 5 年 10 月 17 日付け補正書及び令和 6 年 1 月 26 日付け反論書によれば、本件処分に関する審査請求人の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件処分において、見積書等が開示されたが、本件費用負担命令書の内訳として、より詳細な見積明細書等が文書として存在するはずであり、開示されないのはおかしい。本件処分後、処分庁に問合せをするも、納得のいく回答、文書の開示がなされなかった。
- (2) 適正価格かどうかの判断も全くつかない。他社との相見積りを取れば問題ないとの規定は一方的なもので、本来の適正とはかけ離れた役所側の見解であり、支払い側には到底理解も納得もいく回答とは思われない。

4 実施機関の主張要旨

令和 5 年 11 月 22 日付け弁明書及び令和 7 年 1 月 10 日実施の当審査会における口頭による処分理由説明によれば、実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件処分に係る業務は、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 58 条の規定により発行した費用負担命令書の記載内容の公文書開示請求に関する事務手続である。
- (2) 本件処分において承諾することができないとした部分は、条例第 8 条第 1 号に

【303 号】

基づく「個人の氏名、写真」該当箇所及び条例第8条第2号ア本文に基づく「法人代表者の印影」該当箇所である。

条例第8条第1号「個人の氏名、写真」該当箇所は、審査請求人以外の個人に関する情報が記載されている。不開示部分は、審査請求人以外の個人を識別できる情報であり、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれがあると認められるため、条例第8条第1号に該当するものとして不開示としたものである。

条例第8条第2号ア本文「法人代表者の印影」該当箇所は、法人に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報が記載されている。不開示部分における法人代表者の印影は、公にすることにより、事業活動等が損なわれるおそれがあると認められるものであり、開示した場合、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるため、条例第8条第2号ア本文に該当するものとして不開示としたものである。

- (3) 審査請求人は、本件費用負担命令書の内訳として、より詳細な見積明細書等があるはずであり、開示されないのはおかしいと主張するが、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第1号における少額随意契約においては、いたずらに時間や事務量が増加することを避けることを目的の一つとしており、競争性及び透明性を確保しつつ適正な価格で契約を行うため、見積合わせによる契約が認められている。見積明細書については、原形復旧工事であり、工事内容が明確であることから、実施機関として明細の提出を求めておらず、また、見積者からの提出もなく、審査請求人が求める文書は不存在である。

5 審査会の判断

- (1) 審査請求人は、本件費用負担命令書の内訳として、より詳細な見積明細書等が存在するはずであると主張する。これに対して、実施機関は、審査請求人が求める見積明細書等は存在しないと主張するので、以下、検討する。
- (2) 川崎市契約規則(昭和39年川崎市規則第28号)第26条第1項は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならないと規定しているが、見積明細書等の提出を求める規定はない。

また、本規定の運用として、実施機関では、複数の業者に仕様書に基づいた見積書を提出させ、見積合わせで最も安価な業者と契約することとし、見積明細書等の提出は求めていない。

本件でもこうした運用がされており、原形復旧工事であり、工事内容が明確であることから、見積明細書等の提出を求めておらず、見積者からの提出もなく、審査請求人が求める見積明細書等は存在しないとの実施機関の主張に特段不合理な点があるとは認められない。

以上の次第で、前記1に記載の「審査会の結論」に記載のとおり答申する。

【303 号】

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委 員 石 野 百合子

委 員 嘉 藤 亮

委 員 川 合 敏 樹

委 員 中 島 美砂子